

第4章 景観計画の推進に向けて

1. 景観づくりの施策の推進

1-1. 良好な景観の保全・創造

1-2. 景観づくりの推進体制の構築

1-3. 景観づくりに関する意識向上

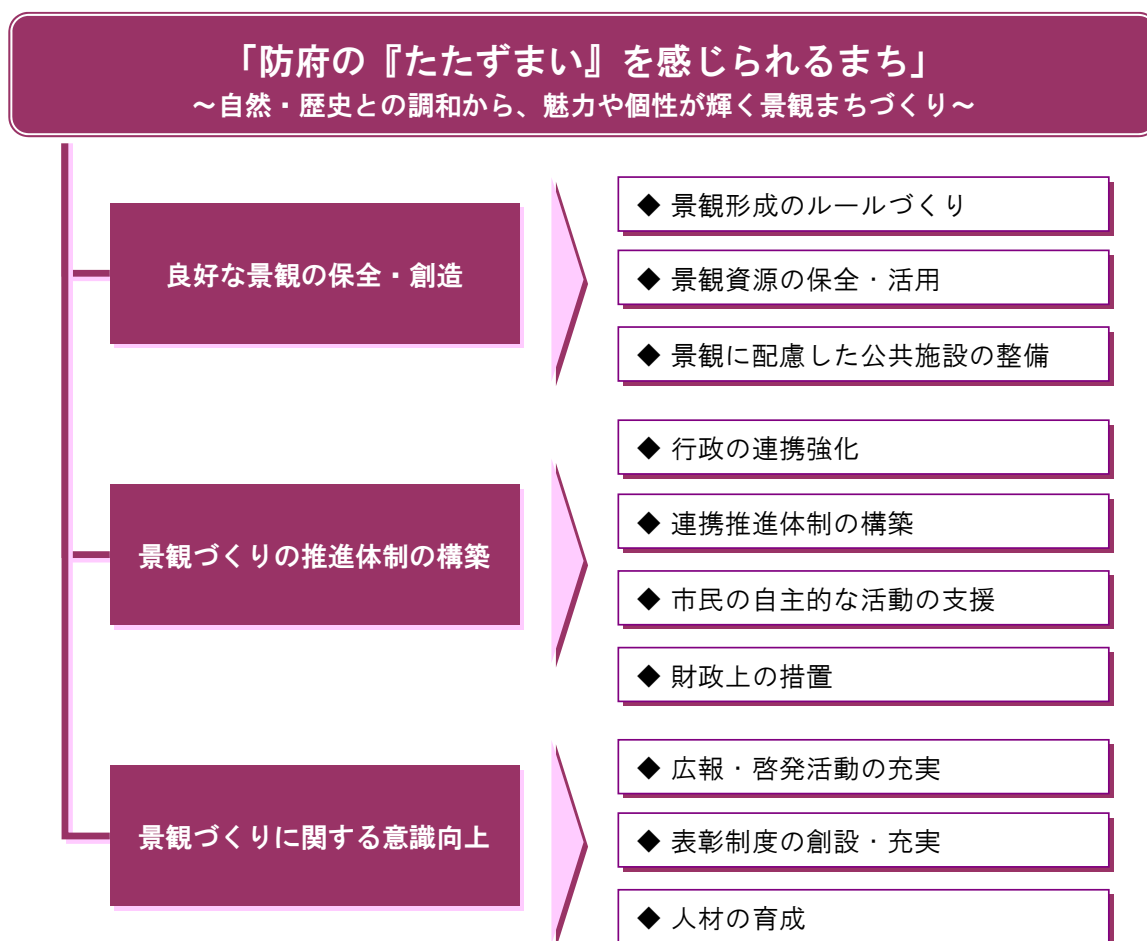
2. 市民・事業者・行政の協働による景観づくり

第4章 景観計画の推進に向けて

1. 景観づくりの施策の推進

景観づくりは、人々の営みを写すものであり、市民・事業者・行政のそれぞれが取組の主体として、責任と役割を分担しながら、協働により進めていくことが不可欠です。そのためには、市民・事業者・行政が景観づくりの目標や方針を共有し、総合的・体系的な取組を進めていくことが重要です。

そこで、景観づくりの施策体系を以下のように定め、施策体系に基づき効率的な取組を進めます。



1-1. 良好な景観の保全・創造

(1) 景観形成のルールづくり

景観に影響を及ぼす可能性がある行為については、良好な景観形成のための行為の制限に示した「届出対象行為」と「景観形成基準」に基づき、景観に配慮したまちの形成を進めます。

また、地域住民との十分な協議を行いながら、景観形成重点地区の新たな指定により、良好な景観形成のための行為の制限に関するきめ細やかなルールづくりなどを検討します。

さらに、地域住民の景観に関する意識向上に努める中で、地域住民の自発的なルールづくりへの気運が高まり、地域の合意形成が図られた場合は、景観地区、景観協定などの地域の状況に応じたルールづくりも検討します。

(参考：景観協定で定めることができる内容)

- ・建築物の形態意匠に関する基準
- ・建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準
- ・工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準
- ・樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項
- ・屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準
- ・農用地の保全又は利用に関する事項
- ・その他良好な景観の形成に関する事項

(2) 景観資源の保全・活用

景観重要建造物・景観重要樹木の指定などの制度の活用を図りながら、地域に点在する優れた景観資源の保全・活用に取り組みます。景観重要建造物又は景観重要樹木の管理などにおいては、景観整備機構の育成・支援などに努め、良好な景観資源の保全・活用を促します。

また、歴史的価値の高いまち並みが残る宮市地域、三田尻地域、富海地域などでは、地域が一体となった景観形成を促します。

(3) 景観に配慮した公共施設の整備

道路、河川、都市公園などの公共施設の整備に当たっては、山口県公共事業景観形成ガイドラインに基づき、公共施設が地域の景観形成を導く役割を有することを認識し、景観配慮の視点を持って推進します。

また、景観上重要な公共施設については、管理者との協議・合意の上で、景観重要公共施設として指定し、先導的な取組を検討します。

公共施設のうち、道路については、電線類地中化や修景舗装による景観向上効果が大きいことから、宮市地域の整備事例などを参考に、積極的な景観形成や適切な維持管理に努めます。

1-2. 景観づくりの推進体制の構築

(1) 行政の連携強化

国や山口県との連携強化を図り、公共施設の整備や適切な管理、各種事業の実施、景観形成に関する情報収集などに取り組み、良好な景観形成をめざします。

また、山口県の景観アドバイザー、景観フォーラムなどの取組を活用するとともに、景観に関する国や山口県の補助制度の活用を検討し、本市の景観形成に効果的な施策の推進を図ります。

あわせて、山口県内及び全国の自治体の景観に関する先進的な取組に関する情報収集などを行います。

(2) 連携推進体制の構築

景観づくりに関する横断的な庁内検討組織の設置を図り、多様な景観まちづくりの施策の推進を図ります。

また、景観の専門家、市民の代表者などから構成される景観審議会を設置し、防府市景観計画や防府市景観条例の適切な運用を図ります。

(3) 市民の自主的な活動の支援

地域で取り組まれている花づくり運動をはじめ、景観づくりに関する市民の自主的な活動の支援や情報提供を図り、市民が主体となった景観づくり活動の活発化を図ります。

また、市民の自主的な景観づくりの取組を促すため、山口県内及び全国の自治体、NPO などにおける取組の事例や支援制度の紹介、専門家やコーディネーターの派遣など、多様な支援制度を検討します。

(4) 財政上の措置

本計画の基本目標の達成に向け、各取組を継続的に進めるため、必要な財政上の措置を講じるように努めます。

また、国・県などの支援制度を積極的に活用します。

1-3. 景観づくりに関する意識向上

(1) 広報・啓発活動の充実

市民一人ひとりの景観づくりに関する意識を高めるため、景観づくりに関するパンフレットの作成、ホームページでの情報提供など、多様な媒体を活用した広報・啓発活動を行います。

(2) 表彰制度の創設・充実

魅力ある防府市のまちづくりに寄与すること及び市民の景観意識の高揚を図ることを目的として実施されている「防府市都市景観賞」の継続・発展に取り組みます。

また、防府市らしい景観づくりに取り組む個人や団体の表彰制度などの検討を行い、景観に関する意識の高揚や活動の活発化を促します。

(3) 人材の育成

市民や事業者を対象とした景観に関するシンポジウム、研修会などの開催を通して、これからの景観づくりの活動の中心的役割を担う人材の育成などをめざします。

また、子どもたちの景観づくりに関する意識啓発、地域への愛着や誇りに思う気持ちを深めるために、景観に関する学習機会の充実を図ります。

2. 市民・事業者・行政の協働による景観づくり

景観づくりは、市民・事業者・行政のそれぞれが取組の主体であることを認識し、責任と役割を分担しながら協働により進めていくことが重要です。

(1) 市民の役割

景観まちづくりの活動への積極的な参加や情報発信などを行いながら、日常生活の中での景観に対する意識や関心を高め、自らが景観づくりの主体であることを認識するものとします。

また、地域の特性に応じた景観づくりのルールの話し合いの場を設けるなど、地域への愛着を高めつつ、良好な景観づくりに取り組むものとします。

(2) 事業者の役割

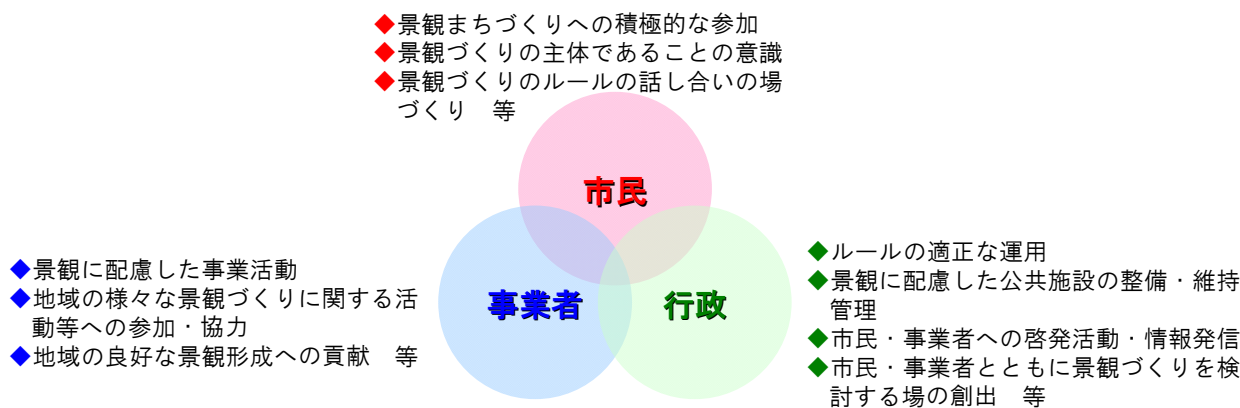
店舗、工場などの建物、事業活動などが、地域の景観を構成する要素であることを認識し、景観に配慮した事業活動などに取り組むものとします。

また、地域の様々な景観づくりに関する活動などに参加・協力し、地域の良好な景観形成への貢献に努めるものとします。

(3) 行政の役割

市全体・各地域の景観づくりの目標・方針の実現に向け、良好な景観づくりに向けたルールの適正な運用や景観に配慮した公共施設の整備・維持管理に取り組みます。

また、景観づくりに関する意識の高揚を図るため、市民・事業者への啓発活動、積極的な情報発信に努めます。あわせて、市民・事業者とともに景観づくりの取組を検討する場の創出を図るなど、協働による景観づくりの体制の構築を図ります。



協働による景観づくりのイメージ

